



平成 24 年 1 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 チ ョ ダ
代 表 者 名 取 締 役 社 長 舟 橋 政 男
(コード番号 8185 東証第一部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 田 木 敬
(TEL. 03-3316-4131)

公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法に関する勧告について

本日、当社は公正取引委員会から、次の行為に関し下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に基づく勧告を受け、既にそれぞれ適切に是正いたしております。

- (1) 下請事業者に対し、P B 商品の仕入代金を減額した行為が、下請法第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反すること。
上記に関し当社は、平成 23 年 12 月 21 日までに、減額分につきましては全額を当該下請事業者に戻還いたしました。
- (2) 当社が行った返品行為が、下請法第 4 条第 1 項第 4 号（返品の禁止）の規定に違反すること。
上記に関し返品分につきましては、平成 23 年 8 月 17 日までに全商品受領いたしました。
- (3) 当該下請事業者の商品を宣伝する際に、広告協賛金として提供を受けた行為が、下請法第 4 条第 2 項第 3 号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）の規定に違反すること。
上記に関し当社は、平成 23 年 12 月 21 日までに、提供を受けた額を全額当該下請事業者に戻還いたしました。

当社といたしましては、今回の勧告を真摯に受け止め、勧告内容等を役員及び全従業員に周知徹底するとともに、下請法遵守に関する社内研修を実施することなどを行い再発防止に努めてまいり所存でございます。

また、上記行為が当社業績に及ぼす影響は軽微であり、平成 24 年 2 月期決算における訂正等はありません。

下請事業者様はじめ関係者の皆様には、ご心配、ご迷惑をお掛けし、誠に申し訳なく心よりお詫び申し上げます。

以 上